

## 神谷小学校区タウンミーティング議事録

平成 29 年 2 月 14 日 13:30～15:40 庁舎 4 階第 3 会議室

- 1 市長挨拶
- 2 出席者紹介
- 3 事業報告及び話し合い
  - ①エスカードビルの現況
  - ②モビリティマネジメントの視点から見る公共交通対策
  - ③空家対策

かわはら台区長：使える空き家が結構ある。そういう空き家を学生さんに貸せば地域活性化するのではないか。

建設部長：どういう風にやっつけていけるかは今後検討していきます。

市長：リフォームするしかないが、お金は家賃から回収するなどして、一時的な代金を立て替えても良いのではないか。

女化西区長：①エスカードの駐車場の坪数はどれほどか。②地下駐車場の利用方法は？無料時間 30 分は短い。短時間利用者の利便性を考慮してほしい③市の出張所として利用する可能性は？④2 階の市の出張所はそのまま残るのか

建設部長：①1383 坪（駐車場台数は約 100 台）②エスカードビルを利用する方が使用することが基本的な使用方法。③基本的には商業系の店が入っていたくことが望ましいが、一部の公共施設が入ることを検討することも今後必要になる。④そのまま使うようになる。

市長：使い方はまだ決まっていないが、今後委員会をつくって、もっともっと良いものを作れるよう取り組んでいきます。

女化西区長：モビリティマネジメントの視点とは？

環境部長：環境面などから、マイカーではなく、なるべく公共交通機関を使っていただくことです。なるべく多くの方に公共交通機関を利用してほしい。

### 4 行政区の意見等話し合い

女化西区長：神谷小学校区内の雨水対策について、現在の進行状況並びに女化西区はいつ頃になるのか、具体的な日程について、ある程度お分りになれば教えていただきたい。上記に関連して、区内の住民から U 字溝の蓋かけの実施見通しを教えていただきたい

建設部長：女化西行政区内の雨水排水の流末である結束川の調整池を平成 26 年度より整備を行っており、本年度も 11 月末まで工事をさせていただきます

た。現在、約 14,000 m<sup>2</sup>の計画に対し、約 2,850 m<sup>2</sup>整備しております。団地内の雨水管の整備につきましては受け皿となる調整池の整備をある程度進めたうえで、下流側より進めていく予定です。

また、蓋掛けについては道路の交差する場所(脱輪防止)や歩行者の往来が多い場所などは、必要に応じ行政区と相談し設置を検討します。

女化西区長：消防団の境界領域について。飛び地で火事があったときに手が出せない。境界領域で火事のと看どうするか市として考えてほしい。生活支援体制整備事業、コミュニティスクールの内容が良く分からない。国から言われたからやるのではなく、現場の意見を国に挙げて進めてほしい。

保健福祉部長：今までの介護体制が持たないことから、新たな仕組みづくりとして生活支援体制整備事業は必ずやりなさいと国から来たが、市町村の受け入れ態勢はどこも厳しいということと牛久市の実態は国に伝えました。今は、国が示した大枠のラインについて、地域の皆様に伝え、どこに問題があるかキャッチボールしていくしかない。

教育長：学校が地域とつながりながら、地域の思いを実現し、校長が変わっても継続性を保つということが、コミュニティスクールの基本的な考えです。

女化区長：広域農道カントリーラインのセブンイレブンから福祉センターまで歩道を設置してほしい。ヘアサロンササキから入っていく道路の冠水対策について、今後の予定を利かせて欲しい。

建設部長：歩道については、現段階では、国の補助事業の対象となっていないため、早期に実施できるよう引き続き協議して参ります。冠水対策については、女化行政区内でも複数路線の道路整備要望を頂いており、現在、女化共同墓地の市道 1731 号線及び竜ヶ崎へ抜ける市道 6 号線の整備を優先的に進めております。当該道路の整備につきましては、他の行政区からも多くの道路整備の要望が出されておりますので、優先順位や費用対効果等を含め総合的に勘案し進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

柏田台区長：道路状況悪化のため、車の通行により振動、石飛があり危険なので何とかしてほしい。道路に犬の糞がそのまま放置され、また道路端に犬の糞が入ったレジ袋が捨ててある。恥部の人袋を持たないで犬と散歩している。市の条例罰則にて対策を考慮し、市に置いて各行政区へ条例のPRを願いたい。

建設部長：道路の異常について情報提供を頂き有難うございます。現地を確認させて頂き緊急性(大きな陥没など)のあるものは早急に補修を実施致します。その他のものについては随時補修してまいります。

環境部長：神谷小学区の行政区回覧にて、犬の糞の持ち帰りが市の条例で定められていることを含め、飼い主が守るべきマナーについて周知を図ります。

かわはら台区長：地区社協というのはどこに規定されているのか。一度地区社協とは（何をするのか）を整理する必要がある。

保健福祉部長：地区社会福祉協議会は、住民の地域福祉活動に関するニーズの把握、情報交換、連携など、生活の中から出されるさまざまな福祉課題を解決するため、日常生活圏域における住民主体の新たな支え合い活動の基盤として設立され、活動を行っております。地区社協という定義はあるが、法的な明確な位置づけはありません。今後、連携及び協力する内容につきましても整理してまいります。

かわはら台区長：区民会館前の雨水対策について平成 29 年度中に終わるのか  
建設部長：29 年度予算で対応を予定している。

かわはら台区長：公園 LED 化がまだなので至急やってほしい  
建設部長：確認をさせていただきたい。

かわはら台区長：街路樹の選定について、枝切りをやってほしい。  
建設部長：業務の中で十分にやっていきたい。

かわはら台区長：カワセミの里について、市民の憩いの場所となるよう整備してほしい。  
建設部長：管理については地域住民と協力して一緒にやっていきたい。

神谷区長：平成 29 年度から始まる、神谷小学校の主要通学路である「あいさつ通り」の正規歩道新設事業（初期計画）について。

建設部長：栄町保育園の歩道については、土地所有者と交渉継続中です。ふれあい道路から保育園までの整備については、来年度より国からの補助金を得て測量設計作業に着手できるよう調整を行っているところです。実施時期等につきましては補助金の交付状況により大きく左右されることから、決定次第、お知らせいたします。具体的な整備年数は言えないが、なるべく早く進めて行きます。

神谷区長：地域全体で子供たちを育てるという観点から、牛久市の子育て支援のしくみ（児童扶養手当等）について、その概略をご説明ください。あわせて、全国で 6 人に 1 人といわれる、子供の貧困問題について、市の見解をお聞かせください。子供関係の予算を増やしてほしい

保健福祉部長：牛久市の子育て支援は妊娠期から始まり、切れ目なく 18 歳までを対象としています。出産後はまず子育て世代包括支援センターを中心に、ひとりひとりにきめ細かく関わるため、3~4 か月健診前に保健師が全戸訪問

して赤ちゃんの成長だけでなく母親の不安や心配事に寄り添い、顔の見える関係を築いて支援を開始します。現在、核家族、ひとり親、病気、生活に困っている家庭等、さまざまな困り事が子どもの成長していくステージで発生していくことが多いため、こども家庭課の家庭相談員も協働で支援にあたります。複雑化した困難ケースには保健センターとこども家庭課だけでなく、社会福祉課、社会福祉協議会、教育委員会、子どもを預かる現場の保育園や幼稚園、地域の学校、民生委員児童委員等とも連携して支援にあたります。子どもの貧困問題についても子育て支援の中では市としても重要な問題であり、保護者からの相談だけでなく、さまざまな支援活動の中で把握したり地域から相談を受けたりします。特にひとり親の支援には親の自立も視野に入れた総合的な関わりが必要になってくるので、こども家庭課の家庭児童相談室が中心となり関係各課と連携しながらきめ細かく支援していきます。なお、ひとり親に限らず、子どもの貧困問題については、まずは経済的な支援にもれがないよう児童手当、児童扶養手当、マルフク、就学援助費を受給しているか、進学に困っていないか等、家庭訪問なども行いながら把握して支援につなげます。また、市では経済的な支援をさらに充実していくため、昨年10月から小児のマルフクをこれまでの中学生までから18歳の高校生相当の年齢まで範囲を拡大し、今年度は給付型の奨学金についても改正を行い、一般奨学金をこれまでの年間72,000円から120,000円に増額し、交通遺児等奨学金も年間36,000円から60,000円に改正し、支給要件も交通災害遺児だけでなく病気により保護者が死亡または高度障害となった児童生徒まで拡大いたしました。また、支払回数もこれまでの年1回から年2回に分けることとし、より現状にあったものに改正したところです。さらに一般奨学金については、成績要件を緩和する見直しを行い、「学業成績優秀」から「勉学に熱心に取り組んでいる」に改正を行ったところです。経済的な理由で高校進学の希望をあきらめることがないようにするためには、小学校からの学習習慣の定着や学習支援も重要で、平成26年10月より県内初の取組みとして市内全ての小中学校で放課後の学習支援である放課後カップ塾を実施し、全てのお子さんが無料で学習支援を受けられる体制を整えております。今年度はさらに土曜カップ塾も市内全ての小学校で実施する運びとなり、地域の方々のご協力を得ながら無料で子どもたちは多彩なプログラムを体験しています。子どもの貧困問題は経済的な問題が原因で、子どもの孤食、不登校、虐待、進学の断念などが次の世代にまで影響し、教育を受ける機会も世代を超えてさらに奪われていくと言われております。市としてはこのような負の連鎖が次世代の親たちに引き継がれないよう今後もきめ細かく支援してまいります。なお、今年度はこの問題に取り組んでいこうという市民団体の動きもあり、三中地区におい

て、食べる事と居場所づくりを提供するため、月1回の子ども食堂がスタートしました。食材はフードバンク等からの支援を受け、にぎやかな昼食の後は子どもたちみんなで遊び、学校の宿題にも取り組んでいます。市としてはこのような市民活動も支援していきたいと考えております。ご質問の児童扶養手当につきましては、離婚・死別・未婚等のひとり親に対して支給する手当で、事実婚状態にある方は対象にはなりません。手当の金額は、全額支給の場合、いずれも月額で児童1人場合42,330円、2人の場合52,330円、3人の場合58,330円で、おおよそ家賃相当分となります。手当は4か月分をまとめて4月・8月・12月に支払います。児童手当とは異なり、所得制限があるため、本人の所得だけでなく、同居の親族がいる場合はその方の所得も判定の基準になります。なお、本人の所得に応じて手当は減額されるので、所得のある方はひとりひとり支払金額が異なっています。